

住民税非課税世帯など
臨時特別給付金を支給

市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の生活や暮らしの支援するため、次の世帯に対し1世帯当たり10万円を支給します。

■対象世帯 令和3年12月10日までに市に住所登録している次の①または②の世帯

①住民税非課税世帯 3年度市県民税非課税かつ課税されている人の扶養親族などのみで構成されていない世帯

②家計急変世帯 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて3年1月以降の収入が減少し世帯全員が住民税非課税世帯と同様の事情があると認められた世帯 ※課税されている人の扶養親族などのみで構成されている世帯を除く

■申請方法

対象① 確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

対象② 申請書に必要事項を記入し、世帯全員の同一月の収入を確認できる書類や振込口座の写しなどの必要書類を

持参または郵送で提出してください。申請書は地域福祉課または西根・安代各総合支所、田山支所から交付を受けてください。

■申請期限

対象① 5月10日(火)

対象② 9月30日(金)

■問い合わせ先 地域福祉課 福祉総務係(☎・内線1113、1114)

火が広がりやすい季節
山火事防止に努めよう

県では、5月31日(火)まで県山火事防止運動を展開しています。次のことに注意しましょう。

- ① 強風や空気の乾燥時は、たき火や火入れ、野焼きをしない
- ② 枯れ草などがある場所ではたき火などをしない
- ③ たき火などは1人でやらず、水などで消火に備える
- ④ たき火などの場所を離れるときは、必ず消火する
- ⑤ 森林の周囲1キの範囲内で火入れをする際は、必ず市の許可を受ける
- ⑥ たばこの吸い殻を投げ捨て

ない
⑦ 火遊びをしない
■問い合わせ先 農林課林業係(☎・内線1339)



市営住宅の入居者を
随時募集しています

市は、下表に示す市営住宅の入居者を随時募集しています。希望する人は必要書類をそろえ、申し込みしてください。先着順に書類審査を行い、空きがなくなり次第、募集を終了します。

■家賃・敷金

▼家賃 八幡平市営住宅条例に基づき、入居者決定世帯の収入により決定▼敷金 入居時家賃の3カ月分

■申込書の配布場所 建設課

■問い合わせ先 建設課建築係(☎・内線1303)

クマの出没に注意

春はクマが冬眠から目覚める季節です。クマによる被害を防ぐために、次のことに気を付けましょう。

- ① 入山地域のクマ出没情報を収集し、危険な場所には近づかない
- ② 朝夕や霧が出ている時は入山を避け、単独行動をしない
- ③ 鈴、笛、ラジオなど音の出るものを身に着け、人の存在をクマに知らせる
- ④ クマ撃退スプレーを持ち歩く
- ⑤ クマのフンや足跡を見つけたら引き返す
- ⑥ もしクマに出合ったら、慌てたり、騒いだりしてクマを刺激しない
- ⑦ 逃げる際は背中を見せない。また、走らず、ゆっくり後退する
- ⑧ クマを引き寄せないため、野山に生ゴミなどを捨てない

■有害鳥獣対策事業補助制度 クマなどによる農作物被害対策には、電気柵の設置が有

※単身＝単身入居の可否

表_入居者を募集する市営住宅(全て風呂付き)

住宅名	場所	建設年度	間取り	単身
柏台第一住宅	柏台	S60～H1	2LDK	○
曲田住宅	安代	H1、2	2LK	○
コマクサ	柏台	S56	2DK	○
コマクサ	柏台	S56	3DK	○
ニコウキスゲ	柏台	S57	2LDK	○

住宅名	場所	建設年度	間取り	単身
チングルマ	柏台	S57	2DK	○
シャクナゲ	柏台	S58	3DK	○
ミズバショウ	柏台	S58	3K	○
4号棟	柏台	S62	2LDK	○
湯沢住宅(特公)	松尾	H7、8	2LDK	×

【広告】 この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

八幡平市田山
REGAL
直営工場

紳士靴製造スタッフ募集!

雇用形態/契約社員(正社員登用予定)
時間/8:00～17:00(休憩60分)
休日/土・日・祝 年末年始・夏季休暇
給与/時給825～900円
待遇/社会保険完備、昇給、退職金制度通勤手当(上限あり)、喫煙室設置
応募/電話連絡の上、履歴書(写貼)をご持参ください

未経験者歓迎 年齢不問

「リーガルの確かなモノづくり」
当社はリーガルコーポレーションの直営工場です。一枚の本革を裁断、縫製することで靴の顔である甲部分を仕立てています。ぜひリーガルの「顔」を決定づけるお仕事と一緒にしてみませんか!

TEL.0195-73-2442

【担当】うちざき

〒028-7615 八幡平市石名坂89-3
(JR花輪線田山駅近く)

【株】田山製甲所

効です。鳥獣被害防止を目的とした補助制度があるので、設置を検討している人は、相談してください。

■問い合わせ先 農林課林業係(☎・内線1339)

農業集落排水施設など
使用世帯の人員を調査

市は、毎年4月1日と10月1日を基準として、農業集落排水施設などの使用料算定の基礎とするため使用世帯人員調査をしています。調査対象は▼農業集落排水▼集合浄化槽▼自家水・組合水道水を使用している公共下水道の使用世帯です。

基準日までの使用料算定人数と基準日における住民登録人数が異なる世帯には、上下水道課から確認の案内書を郵送します。

使用人数の変更を希望する場合は、同封する使用者等変更届を提出してください。案内書の内容に変更の無い世帯は提出不要です。

■問い合わせ先 上下水道課 経理係(☎・内線1275)

木造住宅の新築・増
改築に助成をします

市は、市民の居住環境の向上と、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、木造住宅の新築・増改築工事に助成します。申請は必ず工事着手前にしてください。

■対象住宅

▼市内に居住する目的で新築する木造住宅、または所有かつ居住している住宅で増改築する木造住宅 ※共同住宅、建売住宅、別荘など一時的に使用する住宅、賃貸など営利を目的とした住宅は対象外▼集合住宅や併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用、住宅用として使用している住宅▼過去に同助成を受けていない住宅

■対象工事

▼新築または建築確認申請が必要な増改築で、対象工事に要する経費が100万円以上の工事▼集合住宅は居住専用部分、併用住宅は住宅部分を対象とする工事▼施工業者

表_木造住宅新築・増改築工事助成額

対象経費	助成額
2,000万円以上	50万円
1,000万円以上2,000万円未満	40万円
500万円以上1,000万円未満	30万円
100万円以上500万円未満	20万円

※対象とならない経費もありますので、同課に問い合わせてください。

口座振替済通知を電子
メールに切り替えます



市は、口座振払込みの際、希望者に口座振替済通知票を郵送していますが、環境に配慮し、7月から通知方法を電子メールでの通知に切り替えます。郵送による通知を受けている人で、電子メールによる通知を希望する場合は申込書を提出してください。

■申請方法 申込書に必要事項を記入し、持参または郵送、ファクスで提出してください。申込書は市ウェブサイトにダウンロードするか、会計課から交付を受けてください。

■問い合わせ先 会計課出納係(☎・内線1052、ファクス74・2102)

市公式LINEアカウ ントを開設しました

市は、情報発信力の強化と住民サービスの向上を図るため、公式LINEアカウントを開設しました。配信専用アカウントのため、利用者からのコメントへの回答には対応していません。市公式LINEアカウント運用ポリシーに同意の上、利用してください。

なお、友だち追加は管理者(市)に通知されません。

■通知内容の紹介

▼市からのお知らせやイベント情報▼市ウェブサイトに新型コロナウイルス特設サイトなどへのリンク▼災害、火災、気象警報情報(自動転送) ※LINEに受信されるいわてモバイルメールは停止できません。

■登録方法

下のQRコードを読み込むか、LINEアプリで@hachimantaicity-ID検索



して友だち追加してください。
■問い合わせ先 まちづくり推進課定住促進係(☎・内線1455)

公正な選挙見届ける 投票立会人を募集中

市選挙管理委員会は、各種選挙における投票所の立会人を随時募集しています。

※高校生は投票日当日のみの従事となります。

■応募資格 投票日現在、選挙権を有する人

■報酬 1日当たり1万9000円(期日前投票は9600円)

■問い合わせ先 同委員会事務局(☎・内線1220)

後期高齢者医療制度 窓口負担割合が変更

現在、医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は世帯ごとに1割または3割の負担ですが、10月から1割負担の世帯のうち一定以上の所得(※)の世帯は2割負担に変更となります。

(※)単身世帯の場合は、課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上の人が、複数世帯の場合は、課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上の人が対象です。年金収入には、遺族年金や障害年金は含まれません。

◎新しい被保険者証を送付

本年度は、被保険者証を2回交付します。

■1回目 7月下旬ころに7月31日が有効期限の被保険者証を所持している人に送付します。

■2回目 9月ごろに新規負担区分が記載された被保険者証を後期高齢者医療制度対象者全員に送付します。

◎負担軽減を受けられます

負担割合が2割に変更になる人には10月ごろ、払い戻しの口座登録に必要な書類を送付しますので、登録してください。変更後3年間、外来医療費の1カ月分の増加額が3000円までとなる配慮措置を受けられます。 ※高額療養費制度で口座登録をしている人は不要です。

■問い合わせ先 市民

新型コロナウイルス感染症が 疑われる場合の相談先

■発熱など症状がある場合

- ▶かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話相談する。
- ▶かかりつけ医がいない場合や夜間・休日で相談先に困る場合は、受診・相談センターに電話相談する。

■発熱など症状がない場合

- ▶全般的な相談は、一般相談窓口で電話相談する。

■相談先

- ▶受診・相談センター(☎ 019-651-3175)
- ▶一般相談窓口(☎ 019-629-6085)

課国保年金係(☎・内線1077)

寄付をいただきました



本市に寄せられた厚意を紹介します。

【企業版ふるさと納税】

▼トヨタカローラ岩手(株)様

2月22日、地熱エネルギーを生かした地域活性化プロジェクトの推進に役立ててほしいと300万円が寄せられました。

